

# 脱炭素対応新事業展開モデル創出支援事業 企画提案公募 仕様書

## 1. 委託業務名称

脱炭素対応新事業展開モデル創出支援事業

## 2. 本業務の趣旨・目的

現在、新型コロナウイルス感染症による生活様式やビジネス環境の変化、消費者の脱炭素対応（SDGs）思考への変化など市場が加速度的に変化している。

また、従業員のモチベーション維持や、求職者の就業先選択においても、脱炭素対応（SDGs）の視点に基づく「働き甲斐」や「ストーリー」を求める傾向が強まっている。

このような中、中小企業は、脱炭素対応（SDGs）を踏まえたブランディングを行い、事業の再構築や新事業展開を実施する必要がある。そのため、大阪府では、意欲のある中小企業に対し、金融機関伴走のもとプロデューサーとして専門家を派遣し、中小企業の強み・弱みなどの分析をサポートする。そのうえで、脱炭素対応（SDGs）への貢献に寄せて企業ブランドを磨き上げ、企業全体に浸透させるとともに、事業の再構築や新事業展開に繋げ、付加価値の向上を図る。

加えて、事業者支援のサポート役として、プロデューサーとしては経験の浅いデザイナー（以下「サポーター」という。）を参加させ、先輩の指導のもとプロデューサーとして切磋琢磨する場を設置することで、企業のブランディング支援を実施できる人材の育成を図る。

あわせて、成果発表会の開催や事例集の作成により、これらの成功モデルを普及させ、横展開を図る。

## 3. 履行期間

契約締結日～令和 5 年 3 月 31 日まで

## 4. 委託金額の上限額

9,934,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 5. 業務内容・提案事項等

本業務では、事業目標である、対象企業5社の脱炭素対応（SDGs）ブランディングに基づいた事業の再構築や新事業展開を達成し、モデル事業を構築するとともに、令和 5 年度以降に府内事業者に広く周知するための事例集作成等のため、「◆業務内訳」に記載の業務を実施し、提案を求める。

業務の実施にあたっては、大阪府や国が展開する脱炭素対応（SDGs）施策等を活用しながら、伴走支援する金融機関との連携も踏まえ遂行する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業務実施にあたっては大阪府ホームページに掲載している「感染拡大防止に向けた取組み」等を参照し、適切な処置を講じる。

また、感染拡大の状況に応じ、必要と認められる場合は大阪府と協議の上、オンラインでも実施可能な体制を整える。なお、オンラインで実施する場合も、十分な効果が得られるようにする。

◇「感染拡大防止に向けた取組み」（大阪府ホームページ）：

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html>

## 脱炭素対応新事業展開モデル創出支援事業

### 《脱炭素対応 (SDGs) ブランディングへの理解&集客》

理解促進セミナー  
(府内1箇所+オンライン)  
50人程度

・脱炭素社会 (SDGs) 対応  
→マーケティング

事業再構築・新事業展開に  
意欲のある企業と伴走支援  
を行う金融機関

府内  
中小企業

金融機関

プロ  
デュース  
会社

単なるデザイナーや士業でなく、  
企業の価値の源泉を見極める能  
力のあるプロデューサー

### 《脱炭素に対応した「新事業展開・事業再構築」の促進》

企業ブランドを脱炭素対応 (SDGs) の観点で整理し、新事業を展開  
脱炭素対応 (SDGs) に沿った事業再構築を促す。

(新事業展開・事業再構築)

#### ブランディング対応支援



- (1) 現状把握・分析  
(2) 脱炭素対応戦略を立案  
(3) 浸透
- ・企業 (商品サービス) の強み強みを支える要素
  - 顧客 (ファン) と市場の変化
  - ・脱炭素対応 (SDGs)
  - 企業理念と従業員意識の整合
  - ・ブランドビジョン (めざす姿) 変えるべきことと守るべきこと
  - ・課題の発見とミッションの設定

#### 新事業展開プランの作成



- 1 脱炭素社会対応 (SDGs) ブランディングに基づいた企業情報を公表
- 2 新事業展開について金融機関との連携を確認
- 3 プロデューサーが伴走支援し新事業展開プランを構築
- 4 プロトタイプ作成まで伴走

成果発表会・事例集作成

国

大阪府

大阪  
産業局など

既存団体  
施策活用

- ・事業再構築補助金
- ・DX支援
- ・経営革新計画
- ・販路開拓支援
- ・制度融資
- ・クラウドファンディング
- ・省エネ診断
- ・再エネマッチングなど

実行

KPI:  
参加企業全社  
がプロトタイ  
プ作成  
うる6割が商  
品化を実行

事例紹介  
↓  
横展開

府内中小企業の脱炭素化及び付加価値向上

#### サポーター・若手デザイナーの育成

- ・事業者支援のサポート役として若手デザイナーを参加させ、人材育成を図る
- ・若手デザイナーが業い、先輩指導のもとプロデューサーとして切磋琢磨する場を設ける

◆業務内訳

本事業の提案をするにあたっては、脱炭素対応(SDGs)に沿った、ポストコロナ・ウィズコロナに対応した事業の再構築や新事業展開を前提とすること。

**【1】理解促進セミナーの実施**

<p><b>業務内容</b></p>	<p>金融機関と連携し(※)、府内中小企業者を対象に、オンラインを活用した脱炭素対応(SDGs)を踏まえたマーケティング、ブランディングの必要性が理解できるセミナーを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：府内中小企業者(支援機関等)</li> <li>・回数：1回以上</li> <li>・手法：対面及びオンラインのハイブリッド方式</li> <li>・場所：大阪府内</li> <li>・人数：50事業者以上</li> </ul>
<p><b>業務目標</b></p>	<p><u>セミナー参加者50事業者以上</u></p>
<p><b>留意事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の社会背景等から、脱炭素対応(SDGs)の考え方を踏まえた事業の再構築や新事業展開が必要であることの理解が深まるものを想定している。</li> <li>・オンラインの視聴者を参加者と計算してよい。</li> <li>・講師の承諾が得られた場合、セミナー動画を制作し、広く周知できる配信を実施すること。</li> <li>・本業務の提案以外にも、大阪府や金融機関等との連携による、追加セミナーを実施する場合は、広報等で協力すること。</li> <li>・セミナー開催にあたり、資料代や参加費の実費負担は参加者に求めない。</li> <li>・会場代及び講師招聘費用は委託費内から捻出すること。</li> <li>・(※)金融機関との連携については、「15 その他(8)」を確認すること。</li> </ul>
<p><b>企画提案を 求める事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆具体的なセミナー構成及びセミナーによって脱炭素対応(SDGs)の理解が深まる内容について、提案すること。</li> <li>◆参加者の効果的な募集方法について提案すること。</li> <li>◆オンライン開催における具体的な受講・管理方法について提案すること。</li> <li>◆提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて提示すること。</li> </ul>
<p><b>【2】脱炭素対応(SDGs)を踏まえたブランディング対応支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ① 支援先企業及びプロデューサーの選定、マッチングについて</li> <li>- ② ブランディング対応支援</li> </ul>	
<p><b>業務内容</b></p>	<p>「中小企業を取り巻く環境と「付加価値増大」の必要性(中小企業白書2020)」などを参考にしながら、事業の再構築や新事業展開をするにあたり、中小企業が課題としていることを整理するとともに、併せて「強み」「弱み」を棚卸し、脱炭素対応(SDGs)に寄せてブランディング支援を実施する。</p> <p>事業の再構築や新事業展開に意欲的な企業の選定、企業のブランディング支援を実施するプロデューサーの選定を実施する。</p> <p>なお、支援先企業の特徴と、各プロデューサーが得意とする分野を鑑み、最適な伴走支援が行われるようマッチングを実施する。</p> <p>また、プロデューサーのサポート役として、プロデューサーと同等の能力を身につけようとする意志を持ちつつ、プロデューサーと共に対象企業の支援にあたるサポーターを選定し、育成する。</p>



【背景・必要性について】

中小企業を取り巻く環境と「付加価値増大」の必要性（中小企業白書2020）

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/hakusyo/2020/kaisetsu.pdf>

新事業展開による「新たな価値」の創造（①業績への影響）

● 一歩に、販売数量と販売単価は、トレードオフの関係と考えられているが、**新たな事業領域に突出した企業の約4割で、数量・単価が共に向上。**

図 新事業領域進出の業績への影響（中門第2-1-25回）



外部支援の有効活用（①現状把握）

● 社外の相談相手からのアドバイスを受けることで、**自社の強みや経営課題がより明らか。**

図 外部支援の有無別に見た、現状把握の状況（小白書3-2-5回）



日常の相談相手の活用

● ざくばりな企業経営や事業運営に関する話題を持ちかゝることができる「**日常の相談相手**」の存在は、中小企業経営者にとって重要。また、**経営者コミュニティへの参加を通じて、自社の経営課題の解決につながるヒントや、ビジネスの拡大につながる機会が得られる。**

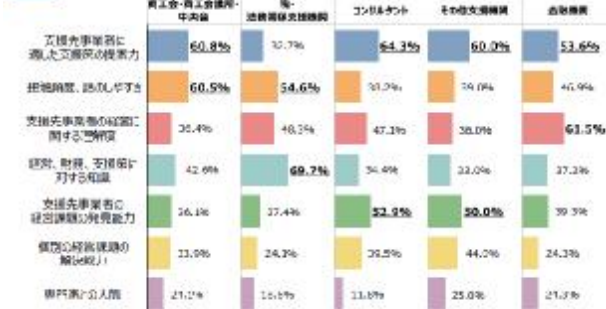
図 企業規模別、日常的な経営に関する相談相手の属性（小白書3-2-52回）



支援機関ごとの特徴（②重視している要素）

● 支援機関ごとも強み-弱みがあり、重視している要素もそれぞれ異なる。

図 属性別に見た、支援機関として重視している要素（小白書3-3-9回）



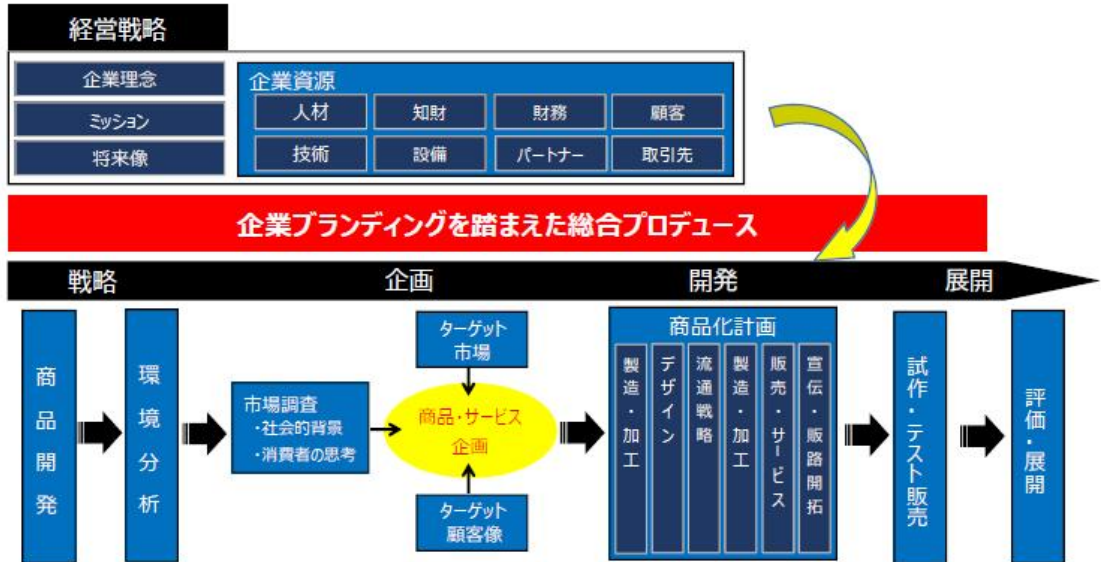
- ① 支援先企業及びプロデューサーの選定、マッチングについて

①支援対象企業の選定

脱炭素対応 (SDGs) を踏まえた事業の再構築や新事業展開に意欲的な企業を5社以上選定すること。

②プロデューサーの選定

企業ブランディングを実施したうえで、戦略から試作まで一貫して管理ができるノウハウ、実績を有するプロデューサーを1名以上選定すること。



業務内容

③サポーターの選定

プロデューサーのサポート役として、プロデューサーと同等の能力を身につけようとする意志を持ちつつ、プロデューサーと共に対象企業の支援にあたるサポーターを3名以上選定すること。

④支援対象企業、プロデューサー、サポーターのマッチング

上記①から③のそれぞれの特徴等を勘案し最適なマッチングを行ったうえで伴走支援を実施すること。

業務目標

①支援対象企業の選定5社以上

②プロデューサーの選定1名以上

③サポーターの選定3名以上

留意事項

《支援対象企業の選定について》

- ・ 脱炭素化への寄与度が高いこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により特に経営に影響を受ける業種など、ポストコロナ・ウィズコロナ対応への必要性が高いこと。
- ・ 成果事例として選定業種に留まらず幅広い波及効果が見込める事業者又は業種であること。(なるべく多くの業種から選定する提案であること)
- ・ 本事業が完遂でき、令和5年度以降も協力を得られる事業者であること。

《プロデューサー及びサポーターの選定》

- ・ 商品デザインに留まらず、プロモーション他、経営デザインまで一貫して行えるプロデューサーであること。
- ・ ①のサポート役として、プロデューサーと同等の能力を身につけようとする意志を持ちつつ、プロデューサーと共に対象企業の支援にあたるサポーターであること。
- ・ ①及び②の選定にあっては、脱炭素対応 (SDGs) に関する知見を有していること、または現時点では有してはいないが意欲的に学ぶ姿勢を持っていること。

	<p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を受けようとする事業者の商品開発等の費用負担は求めても良い。</li> <li>・ 支援を受けようとする事業者からブランディング支援のための人件費負担等は求めない。</li> <li>・ ②及び③の謝金については、本業務の委託料から支払うこと。</li> </ul>
企画提案を 求める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支援を受けようとする事業者への周知方法について提案すること。</li> <li>◆ プロデューサー及びサポーターの適切な選定方法について提案すること。</li> <li>◆ サポーターの一定の質を担保できるような条件等を提案すること。</li> <li>◆ 支援先企業、プロデューサー、サポーターの適切なマッチング手法を提案すること。</li> </ul>
<b>- ② ブランディング対応支援</b>	
業務内容	<p>前段- ①で選定した 支援先企業にプロデューサーを派遣し、企業の強み・弱みを棚卸しし、企業ブランドの整理を実施する。</p> <p>具体的には、現状把握・分析、脱炭素対応戦略の立案、社内への浸透を図るとともに、より効果的なマーケティングを実施する。</p> <p>なお、ブランディング支援とともにサポーターの育成を図ること。</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業ブランドの整理にあたっては、脱炭素対応（SDGs）に寄せて整理すること。</li> </ul>
企画提案を 求める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 企業の強み・弱みを棚卸しするブランディング手法を提案すること。</li> <li>◆ ブランディングの結果、企業が得られる付加価値向上の効果検証方法を提案すること。</li> <li>◆ ブランディング内容を社内へ浸透させるための手法を提案すること。</li> <li>◆ プロデューサー及びサポーターの支援企業への関わり方を具体的に提案すること。</li> <li>◆ 提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて提示すること。</li> </ul>
<b>[3] 事業の再構築や新事業展開プランの作成支援</b>	
業務内容	<p>前段を踏まえ、企業情報の公開、既存の販路に留まらず、新たな販路が開拓される事業の再構築や新規事業展開プランの構築、プロトタイプ作成を目指した支援を実施する。</p> <p>（例：BtoB から BtoC への販路拡大や、同販路内であっても新たな分野への進出等）</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラン実施に向けては、国や大阪府等の各種支援策の紹介、活用を図ること。</li> <li>・ 支援を受けようとする事業者からプラン作成のためのブランディング支援等にかかる人件費負担などを求めない。</li> <li>・ 支援先企業のうち6割以上で、本事業終了後に商品化・サービス化がなされることを目標とすること。</li> </ul>
企画提案を 求める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 企業情報の公開方法とその効果について提案すること。</li> <li>◆ 新事業展開プランの構築とその実施手法について提案すること。</li> <li>・ 事業を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。</li> <li>・ 新事業展開プランをプロトタイプへ落とし込む方法について提案すること。</li> <li>・ 過去（5年以内）の類似事業の実績を示すこと。（脱炭素対応（SDGs）でなくて構わない）</li> <li>◆ 提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて提案すること。</li> </ul>

#### 【4】成果発表等

<p>業務内容</p>	<p>①事例集の作成          本事業の事例を通じて、脱炭素対応（SDGs）を踏まえたマーケティングやブランディングの必要性が理解できる事例集を作成すること。          ・A3 中折り5枚以上（20ページ以上）          ・1企業あたり見開き1ページ以上          ・3,000部</p> <p>②成果発表会の開催          事例集の内容の周知を図る成果発表会を開催する。          ・開催回数：1回以上          ・参加事業者数：50事業者以上          ・開催場所：大阪府内</p>
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例集は、令和5年度以降に府内中小企業等に広く配布することを前提とする。</li> <li>・事例集は、大阪府に3,000部納入すること（成果発表会等での配布分は、別途用意すること）</li> <li>・事例集の電子媒体（PDF等）を大阪府に提供すること。（※ファイル形式は別途協議）</li> <li>・事例集及び成果発表会の全事例に、脱炭素対応（SDGs）及び企業の付加価値向上に関する事項を盛り込むこと。</li> <li>・令和5年度以降に、府内関係機関を通じた横展開（セミナー、ワークショップ等）で活用できるように、初心者でも記入できるような「経営デザインシート」等を事例集に4ページ以上盛り込むこと。</li> <li>・広報業務において、大阪府、府内公共機関及び金融機関等の協力、活用を想定して構わない。</li> </ul>
<p>企画提案を 求める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事例集の構成を提案すること。</li> <li>◆具体的な成果発表会の構成を提案すること。</li> <li>◆事例集の効果的な展開方法について提案すること。</li> <li>◆成果発表会の効果的な集客方法について提案すること。</li> <li>◆成果発表会への参加者に留まらず、大阪府内の事業者に向けて広く展開する方法を提案すること。</li> </ul> <p>※過去（5年以内）に事例集の作成や成果発表会、又はこれに代わる成果物等の実績があれば示すこと（脱炭素対応（SDGs）でなくて構わない）。</p>
<h4>【5】サポーター・若手デザイナー育成事業</h4>	
<p>業務内容</p>	<p>（2）-①において選定したサポーターに対し、プロモーション他すべての経営に関わるデザインまで一貫して行えることを目標とした育成を実施する。</p>
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府は、大阪シティ信用金庫との連携に基づき、本事業に関して「ビズミックス淀屋橋（淀屋橋オフィス）」を、サポーター及び若手デザイナーが集い、先輩プロデューサーの指導のもと切磋琢磨する、プロデューサー育成の場として活用するものである。</li> <li>※「ビズミックス淀屋橋」の拠点使用料として、令和4年6月1日から令和5年3月31日までの総額2,046千円（消費税額および地方消費税額を含む。）を委託費より支払うこと。</li> <li>※受託先事業者は、「投資法人みらい」（貸主）と賃貸借契約を締結することになる。</li> <li>・「ビズミックス淀屋橋」との連携については、「15 その他（9）」を確認すること。</li> </ul>
<p>企画提案を 求める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆サポーターの育成計画を提案すること。</li> <li>◆ビズミックス淀屋橋の活用方法を提案すること。              ・ビズミックス淀屋橋がサポーターのみでなく、意欲のあるデザイナーが集う場になる提案をすること。</li> <li>◆提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて提案すること。</li> </ul>



## 6. 業務実施上の留意点

### (1) 関係法令等の遵守

職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)や労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)等の関係法令及び関連通知を遵守すること。

### (2) 大阪府の指示への対応等

- ・業務の過程において大阪府から指示された事案については、迅速かつ的確に実施・対応すること。
- ・提案内容については、大阪府と協議を行いながら履行すること。特に、ホームページ、実施状況などを外部に公表する場合などにあつては、その詳細について、あらかじめ大阪府と協議すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により実施内容の変更の必要が生じた場合は、府と協議の上、内容を見直すとともに参加者や関係者に速やかに周知すること。
- ・業務実施にあたっては、障がいのある人にも配慮すること。

(参考 1):「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」

[https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai\\_guideline.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_guideline.html)

(参考 2):「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」

[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14768/00000000/guide\\_1.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14768/00000000/guide_1.pdf)

- ・業務実施にあたっては、大阪府と必要な連携を図ることとし、別途、大阪府が指示する会議などに出席すること。

## 7. 報告・分析等

- (1) 業務実施中、進捗状況を原則週 1 回以上大阪府に報告することとし、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をとり、その結果について書面で報告すること。
- (2) 業務の進捗については、毎月 10 日までに前月の業務実施状況を書面で報告すること。なお、報告内容・様式については事前に大阪府と調整すること。
- (3) 大阪府議会などから現状把握や効果検証の観点で実績の報告を求められることがあるので、その際は大阪府の指示に対して迅速に対応すること。
- (4) その他、大阪府は必要に応じ、業務内容等について臨時に報告を求めることがある。

## 8. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、発注者と協議し、承認を得ること。

## 9. 経費の取扱い

- (1) 委託費の精算については、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」に準拠すること。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

- (2) 業務の経費は、人件費、事業費(専門家謝金含む)、一般管理費とする。本業務の経費で他の業務の経費を賄ってはならない。
- (3) 経費のうち、人件費、事業費については、実費弁済の考え方をとることとし、利益は含めない(受託者が実際に支払った経費分だけの請求を認める)。よって、業務のために支出した全ての人件費、事業費について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求める。



※人件費は実際に支給した給与額等（給与明細等で証明できる額）の積み上げで積算（精算）することとし、いわゆる単価方式（例：「支給実績に関わらず、主任研究員は1日 **60,000** 円」等として一律計上すること。）は認められない。

- (4) 経費のうち、一般管理費については、業務を行うに必要な経費であり、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、以下の計算方法により算出した範囲内で認める。

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{事業費}) \times \text{一般管理費率}$$

※一般管理費率は、受託者の内部規定などで定める率または合理的な方法により算定したと認められる率とするが、**10%**を超えることはできない。

- (5) 人件費には、諸手当、賞与、退職手当等（受託者の社内規程において労働者に対する支払いが義務付けられている場合に限り、算定は業務に従事していない期間を除く。また、支払いは、業務従事期間内のみ対象。）及び社会保険（健康保険、厚生年金、介護保険、児童手当）、及び労働保険（雇用保険、労災保険）に係る事業主負担分を含む。なお、社会保険、労働保険については、法定どおり加入させること。（積算等に当たっては、法改正等に十分留意するとともに、必要に応じて関係機関に問い合わせるなどして、違法状態とならないようにすること。）
- (6) “営利目的の事業”は本業務の対象とならない。また、本業務の経費は、原則として大阪府からの委託料により賄うこと。ただし、本業務におけるセミナーの資料代等、大阪府が認める場合は、経費の財源として見込むことができる。

なお、業務を円滑に実施するため、委託契約に基づく業務の範囲内で経費の精算に含まれないものを支出する場合や、委託金額を超えて経費を支出する場合は、あらかじめ大阪府と協議すること。

## 10. 財産取得

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。また、物品等で業務終了後、財産価値が残存する場合は、売却等を行いその金額を返還しなければならない。

※パソコン、机等は適正な価格のレンタルが望ましい。

## 11. 書類の保存

全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

## 12. 業務完了後の提出物

業務終了後、業務実施報告書を大阪府に提出すること。（詳細は大阪府と協議すること。）

## 13. 権利義務の帰属

### (1) 成果品の帰属等

本業務の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。

### (2) 特許権、著作権等

- ・委託業務の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は大阪府に帰属する。
- ・受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作権人格権を行使しない。
- ・受託者は、委託業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

## 14. 精算

- (1) 本業務に係る経理と他の経理を明確に区分すること。
- (2) 大阪府は、委託期間中、委託業務の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- (3) 業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。なお、企業等からの収入と経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (4) 大阪府は、収支精算書と給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、請求書、領収書等の各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、実績が下回った場合は減額・返還を求めるとし、大阪府からの通知に基づき返納すること。

## 15. その他

- (1) 契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 業務開始時までに業務実施計画書（業務スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- (3) 業務の実施に際し、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、受託者は当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (4) 見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (6) 個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受託者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

《同特記事項第 8 (10) に定める個人情報保護のための必要な措置》

- ・ 業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（業務開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。
- ・ 受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

- (7) その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。
- (8) 大阪府が金融機関との連携調整を行うため、提案において特定の金融機関と事前調整等を実施いただく必要はありません。（ただし、実施して頂くことを妨げるものではない。）
- (9) 大阪府とビズミックス淀屋橋 (<https://bizmix.jp/>) との間で、3席分のオフィススペース（12.07 m<sup>2</sup>）及び会議室（12 時間/1 カ月）※を契約することで合意しており、提案においてビズミックス淀屋橋と事前調整等の必要はない。

※オフィススペース及び会議室は、特定の人物が15名まで利用可能。

- (10) 大阪府として、令和5年度以降も本事業の横展開を図る予定であり、事業終了後も可能な限りご協力を頂きたい。
- (11) その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。